

# 1. 食品表示法について

食品表示については、これまで複数の法律で定められており、非常に複雑なものでした。事業者にも消費者にもわかりやすい制度にするため、食品衛生法、JAS法(旧:農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)及び健康増進法の3法の食品の表示に係る規定を一元化し、「食品表示法」(以下「法」という。)が平成27年4月1日に施行されました。具体的な表示事項や表示方法等は「食品表示基準」(内閣府令)で定められています。

法令	食品衛生法	JAS法	健康増進法
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林物産の品質の改善</li> <li>● 品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る</li> </ul>
表示関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造者が守るべき表示基準の策定</li> <li>● 品質に関する表示の基準順守等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守等</li> </ul>
表示関係以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定</li> <li>● 規格基準に適合しない食品等の販売禁止</li> <li>● 都道府県知事による営業の許可等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本農林規格の制定</li> <li>● 日本農林規格による格付等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本方針の策定</li> <li>● 国民健康・栄養調査の実施</li> <li>● 特別用途食品に係る許可等</li> </ul>

食品表示法に統合

食品表示法施行後も各法律に残る

## 1. 目的

- 食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保すること。
- 一般消費者の利益の増進を図り、国民の健康の保持・増進、食品の生産・流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与すること。

食品表示は、消費者が食品を購入するとき、正しく食品の内容を理解し、選択したり、適正に使用したりするうえでの重要な情報源となっています。万が一事故が生じた場合には、その責任の追及や製品回収等の行政措置を迅速かつ的確に行うための手掛かりになります。



## 2. 食品表示基準 条文一覧

第1章 総則			第3章 生鮮食品				
	第1条	適用範囲	食品 関連 事業者	一 般 用	第18条	横断的義務表示	
	第2条	定義			第19条	個別的義務表示	
第2章 加工食品					第20条	義務表示の特例	
食品 関連 事業者	一 般 用	第3条			横断的義務表示	第21条	任意表示
		第4条			個別的義務表示	第22条	表示の方式等
		第5条			義務表示の特例	第23条	表示禁止事項
		第6条			推奨表示（飽和脂肪酸、食物繊維）	第24条	義務表示
		第7条			任意表示	第25条	義務表示の特例
		第8条			表示の方式等	第26条	任意表示
		第9条			表示禁止事項	第27条	表示の方式等
	業 務 用	第10条			義務表示	第28条	表示禁止事項
		第11条			義務表示の特例	第29条	義務表示
		第12条			任意表示	第30条	表示の方式等
	第13条	表示の方式等			上記以 外の販 売者	第31条	表示禁止事項
	第14条	表示禁止事項	第4章 添加物				
上記以 外の販 売者	第15条	義務表示	食品関 連事業 者	第32条	義務表示		
	第16条	表示の方式等		第33条	義務表示の特例		
	第17条	表示の方式等		第34条	任意表示		
		第35条		表示の方式等			
		第36条		表示禁止事項			
		第37条		義務表示			
		第38条	表示の方式等				
		第39条	表示禁止事項				
			第5章 雑則				
			第40条	生食用牛肉の注意喚起表示			
			第41条	努力義務			



## 食品表示基準 別表内容一覧

別表	関連条項	分類	内容
1	2条	食品の分類	食品表示基準の対象となる加工食品を定めるもの
2	2条		食品表示基準の対象となる生鮮食品を定めるもの
3	2条		食品表示基準の対象となる食品に係る定義を定めるもの
4	3条	個別品目の表示	横断的義務表示事項に係る個別のルールを定めるもの
5	3条	表示の禁止	名称規制に係る加工食品及びその名称を定めるもの
6	3条	添加物	添加物の用途を定めるもの
7	3条		添加物の物質名の代替となる一括名を定めるもの
8	32条		食品衛生法施行規則別表第1に定める名称を用いない添加物の類を定めるもの
9	3. 7. 9. 12. 21. 23. 26. 34条	栄養表示	栄養成分及び熱量の表示単位、測定法、許容差の範囲及びゼロと表示できる場合の含有量を定めるもの
10	2条		栄養素等表示基準値を定めるもの
11	2. 7. 9. 23条		機能を表示できる栄養成分について定めるもの
12	7条		栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値を定めるもの
13	7条		栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の基準値を定めるもの
14	3条	アレルゲン	特定原材料を定めるもの
15	3. 10条	原料原産地	原料原産地表示の対象食品を定めるもの
16	2条	遺伝子組換え	遺伝子組換え対象農産物を定めるもの
17	3. 9条		遺伝子組換え対象加工食品を定めるもの
18	3. 18条		特定遺伝子組換えに係る形質、対象加工食品、対象農産物を定めるもの
19	4. 5条	個別品目の表示	一般用加工食品の個別的表示事項を定めるもの
20	8条		様式、文字ポイント等表示の方式等の個別ルールを定めるもの
21	9条		牛乳の切り欠き表示の様式を定めるもの
22	9条	表示禁止	個別の加工食品に係る表示禁止事項を定めるもの
23	13条	業者間取引	業務用加工食品の容器包装に表示しなければならない事項を定めるもの
24	19. 20. 24. 25条	個別品目の表示	一般用生鮮食品の個別的表示事項を定めるもの
25	27条	業者間取引	業務用生鮮食品の容器包装に表示しなければならない事項を定めるもの

### 3. 行政処分・罰則等について

食品関連事業者等<sup>※</sup>は、食品の販売にあたり食品表示基準に従って表示を行うことが義務付けられており、この表示基準に違反した場合には、行政処分や罰則が適用されます。

表示を行った者が、食品表示法に基づく食品表示基準に違反する表示をし、販売等を行った場合、都道府県知事等又は農林水産大臣等若しくは財務大臣（酒類の品質に係る表示事項に限る。）から改善を指示され、併せてその旨の公表が行われます（法第6条第1項、法第7条）。

この指示にもかかわらず、表示が改善されなければ、都道府県知事等又は消費者庁長官等から改善を命ぜられ、併せてその旨の公表が行われます（法第6条第5項、法第7条）。

この改善命令に違反した場合、以下の罰則に処せられます。

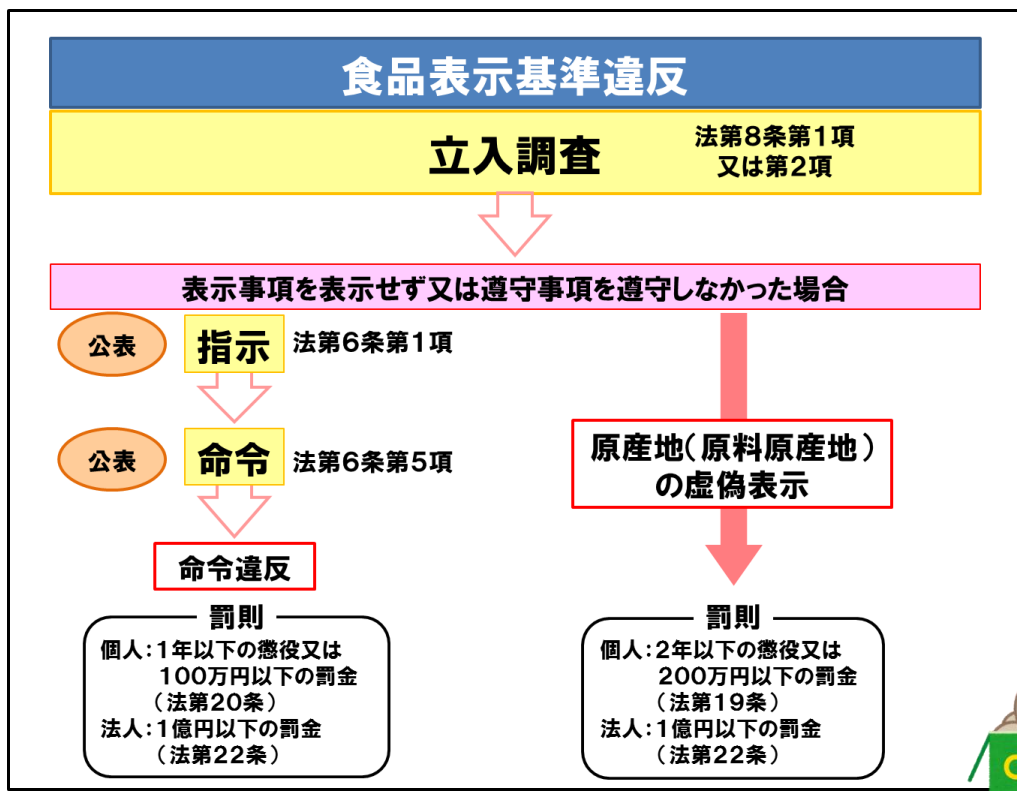
個人：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第20条）

法人：1億円以下の罰金（法第22条第2号）

また原産地（原材料の原産地を含む。）について虚偽の表示がされた食品を販売した場合は、以下の罰則に処せられます。

個人：2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（法第19条）

法人：1億円以下の罰金（法第22条第2号）



※食品関連事業者等とは

- ① 製造業者、加工包装業者、輸入業者、販売業者
- ② ①以外の食品を販売する者（例えば、文化祭、バザー等で食品の販売を行う者等）

食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項（アレルゲン、消費期限等）について、食品表示基準に従った表示がされていない食品を販売し、又は販売しようとする際に、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認められる場合、食品の回収その他必要な措置を命ぜられたり、業務の全部又は一部の停止処分に処されます（法第6条第8項）。

この命令に違反した場合、以下の罰則に処されます。

個人：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科（法第17条）  
 法人：3億円以下の罰金（法第22条第1号）

また、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項（アレルゲン、消費期限等）について、食品表示基準に従った表示がなされていない食品を販売した場合は、以下の罰則に処せられます。

個人：2年以下の懲役又は200万円以下の罰金又は併科（法第18条）  
 法人：1億円以下の罰金（法第22条第2号）

なお、食品表示法に基づく立入調査や収去等を拒んだり、立入調査に対して虚偽の報告を行う等の行為を行った場合は、以下の罰則に処せられます。

個人：50万円以下の罰金（法第21条）  
 法人：50万円以下の罰金（法第22条第3号）

